

対談

ジェンダー平等のために、 今、何ができるか



根本かおる (国連広報センター所長) × 林 陽子 (当財団理事長)

司会・進行: 大河巳渡子 (当財団常務理事)

2025年6月5日、婦選会館において対面・オンラインで開催



大河 本日は、国連広報センター所長の根本かおるさんをお迎えし、北京会議の日本政府代表団にNGO代表として加わった林陽子理事長と、北京会議の意義と最近のジェンダー平等に関する国連や国際的な動きについて、お話しいただきたいと思います。北京会議は当財団に関わりが深く、約50人が現地に行き開会式に出席したほか、NGOフォーラムで女性の政治参画を推進するためのワークショップを主催しました。

■北京会議とは

林 日本政府代表団の4人のNGO代表のうち、3人が当財団の関係者であり、縫田瞳子さん、有馬真喜子さん、中村道子さんの3人でした。私は、当時は維持員ではありませんでしたが、北京会議がご縁で縫田さんに『女性展望』の座談会に呼んでいただくなど、当財団に関わるきっかけとなりました。

では、北京会議とはどういう会議だったのでしょうか。国連は、1975年を国際女性年、翌年から85年までを「国連女性の10年」とし、75年に第1回世界女性会議をメキシコシティで開きました。第2回が80年のコペンハーゲン、第3回が85年のナイロビです。この「国連女性の10

年」の最大の成果が、79年に国連総会で女性差別撤廃条約が採択されたことだと言われています。条約の署名式は80年、コペンハーゲン会議のときに行われました。当初、署名しなかった日本の方針を覆して署名に至ったのは、市川房枝さんの大きな働きがあったからです。

しかし、「10年」が終わってもジェンダー平等への道のりがあまりにも険しいので、95年に第4回会議が北京で開かれることになりました。会議は、政府間会議とNGOフォーラムが同時に進められ、NGOフォーラムは、北京市内からバスで1時間ほどの怀柔県(現在の北京市怀柔区)の会場で、様々なワークショップなどが行われました。

世界各地から集まった参加者は、日本政府によれば1万7千人ですが、別の資料では2万数千人とも5万人ともされ、正確なところはわかりません。日本からも5千〜6千人が参加したとされています。根本さんは北京会議のときはどうしていましたか。
根本 私は、コロンビア大学の大学院で人権や人道問題について学んでいました。クラスメイトの中には会議に出席した人たちもいて身近に感じることができ、しかも、私たちがま

さに直面している課題についての国連の会議ですから大変興奮しました。

■国連の中のジェンダー主流化

根本 私は、大学を卒業して、86年4月にテレビ朝日に入社しました。

男女雇用均等法の第1世代です。総合職に道が開かれた世代でしたが、圧倒的な少数者として、男性に合わせなければいけないんじゃないか、こんなことを言っているんじゃないか、ないかと、自己規制せざるを得ない状況がありました。大学は国連本部のあるニューヨークにあり、講師には国連職員も多くて、しかも女性だからといって自己規制することなしに、自分が大切だと思ふ課題を追求している。そんな姿に刺激を受けて、96年に国連に転職しました。

林 国連ではどんな仕事をされてきたのですか。

根本 最初は、国連難民高等弁護官事務所(UNHCR)です。当時、緒方貞子さんがトップで、女性初、しかも日本人ですから、私からすると仰ぎ見るような思いでした。支援現場でも、そもそも難民の多くは女性なので、女性のニーズを中心に据えた支援活動を立案したり、なるべく多くの女性職員を最前線に配置したりしていました。国連の中で、ジェ

ンダー主流化が本格化し始めた頃だ
と思います。

林 現在、国連職員の中で女性の比
率はどのくらいですか？

根本 4割強が女性です。これには
今の国連トップのグテーレス事務総
長の存在がとても大きいと思います。
彼が事務総長に就任したのは201
7年ですが、なるべく早く男女パ
リテを実現すると言って、就任から1
年未満で最高幹部レベルでのパリテ
を達成しました。2028年には、あ
らゆるランクでの全職員のパリテを
達成することが目標です。

林 やはりトップの政治的意志が大
切ですね。

根本 そうですね。私が今の職に就
いたのは2013年ですが、日本で
様々な方々と話をしていると、ジェ
ンダー平等を達成するためにどんな
方法があるかという方向の議論では
なくて、達成させないための理屈を
探しているような気がして仕方があ
りません。

林 先日、NHKで赤松良子さんを
特集した番組がありました。ショッ
クだったのは、均等法を作る時、経
団連の方が「実効性のある法律を作
ってもらった困る」と明言してい
たことです。

根本 グテーレス事務総長は、既得
権をもっている勢力が自らそれを手
放すことはない。だから、女性たち
権力は待っていても来ない、奪い取
れとよく言います。

■日本政府の取り組み

林 今年3月の女性の地位委員会
（SW）では、国連事務総長が加盟国に
北京会議後の30年間の総括を求めま
した。日本政府も報告書を出して、ジ
ェンダー平等政策として直近の過去
5年間に何を優先してきたか、5項
目を挙げています。第1が女性に対
する暴力対策。第2が女性の政治参
画。政府としては一所懸命やってい
るというんですね。第3が男女間の
賃金格差解消と女性の登用。第4が
育児休業取得の促進。第5が災害対
応です。

根本 確かに女性に対する暴力につ
いては、DV法や性犯罪規定の改定
など、いろいろ進んだ感じはします。
市民が声を上げて、マスコミも幅広
く取り上げてきた成果ではないでし
ょうか。

林 今年は女性差別撤廃条約批准40
年でもあるのですが、条約批准から日
本社会が一番大きく変わったのは、D
Vやストーキング、セクシュアルハラ
スメントなど、女性に対する暴力が差

別だと多くの人が認識するようにな
ったことだと思います。しかし、今年
4月に発覚した川崎のストーカー殺
人事件などをみると、まだまだ警察や
関係者の理解が不十分だったのでは
ないかと思われる点があります。

■女性の政治参画

林 2項めの女性の政治参画ですが、
ご存じの通り、日本はジェンダーギ
ャップ指数が世界146カ国中11
8位で、その大きな原因が女性議員
の少なさです。30年前は、世界の国
会議員のうち女性は11%だったそう
ですが、現在は27%まで増えていま
す。日本は、参院は世界標準に達し
ていますが、衆院が昨年の選挙で史
上最高になったとはいえ、15・7%
です。地方議員や首長の割合はさら
に少ない。女性議員を増やすために
効果的な政策が多くの国で実践され
ているのに、なかなかそれに学ばな
いですね。

根本 政府の関係部局と市民が意見
交換をして、いろいろな道筋を一緒
に練っていくような場はないのでし
ょうか。

林 内閣府に「男女共同参画推進連
携会議 情報・意見交換のための会
合」というものがあり、例えばCS
Wの報告書を作るあたって「国連女

性の地位委員会等について聞く会」
が開かれました。しかし、どのくら
いNGOの意見が政策に反映されて
いるのかは疑問です。

根本 私は、政府の持続可能な開発
目標（SDGs）推進円卓会議の委員
を去年の6月まで務めていました。今
年の7月、加盟国がSDGsの進捗
状況について、国連で自主的に報告
することになっていて、日本政府も
3回目の報告を行います。この会議
にはNGOも含め様々な分野の専門
家が参画しており、ここで踏み込ん
で議論した内容を報告に含める形に
なります。これは、SDGsの、誰
一人取り残さないという理念、そし
て誰もが関わる世界目標についての
報告のあり方としては好事例だと思
います。自分たちの好事例を発信す
ると同時に、他国の好事例からも学
んでいただけるとさらに議論が深ま
るでしょう。

■ジェンダー平等とSDGs

林 現在、SDGsの達成度はどの
くらいですか。

根本 SDGsの169のターゲット
の中で順調に進んでいるものは、2
割にもなりません。危機ですね。

林 ミレニアム開発目標からSDG
sに移行した時、家事・育児、介護

など、主として女性が担っている無償労働を評価し、ジェンダー格差をなくしてこうという視点が入りました。世界平均で女性は男性より2・5倍、日本の場合は4倍の時間を無償労働に費やしていると言われますから、とても良いことだと思いました。その後、何か進展はありますか。根本 UN Womenでは、これまで無償労働を語るときに3つのR、つまり、recognize(認識する)、reduce(減らす)、redistribute(再分配する)と言ってきました。今は、さらに2つが加わり5つになりました。追加されたのは、自分が担える仕事には限りがあるので、プロのドメスティックワーカーを活用し適正なreward(報酬)を払う。そしてrepresent、そうした労働につく人の権利をきちんと代表することです。

■ODAと軍事費

林 北京会議の柱の1つが開発でした。しかし、国連の様々な報告書を見ても、各国の開発にかけるお金が減っています。また、ODAのうち一定の割合をジェンダー平等を目的とした政策に支出するとしています。援助供給国であるOECDの数値では、かつては45%くらいだったのが42%に減ってしまっただ。2国間

援助の場合だと、4%しかジェンダー平等のために使われていません。日本のODA大綱には開発援助におけるジェンダーの主流化が盛り込まれています。ところが、今年の3月に参院の沖縄北方特別委員会、共産党の紙智子議員が岩屋毅外務大臣に、日本のODA予算5663億円のうちジェンダーに配慮した予算額はいくらかと質問をしたところ、外務省の実績額は107億ドルであるという回答でした。内閣府など主要7府省庁では、実績額はゼロです。こうした現状をどう思いますか。

根本 SDGsのゴール17に、国民総所得(GNI)比0・7%をODAにとあります。日本の場合、2024年のODAはGNI比0・39%でした。世界的に見ると、1つには、この間、コロナ禍がありました。もう1つは、ロシアのウクライナ侵攻以降、軍事費の増大に歯止めがかからなくなっています。直近の世界の軍事費(2024年度)は、約2兆7000億ドル以上です。割を食うのがODAで、今年の秋に、国連は、軍事費の増大が世界の開発資金にどう影響を及ぼしているかという報告書を出す予定です。

林 当財団では、毎年、各府省庁の

予算案を聞く会を実施していますが、UN Womenへの拠出が今年は去年の約半額です。戦争関連の性暴力生存者のためのグローバル基金への拠出も46%減。その後、補正予算で前年並みに復活したとのことですが。

根本 日本の場合、国連の通常予算やPKOには分担金を支払う義務がありますが、UN Womenやユニセフ、UNHCRなどへの任意の拠出金は割り引かれることになりかねません。

■平和と女性の役割

林 国連事務総長の報告書によると、2023年の1年間に世界の武力紛争は170件以上で、前の年に比べて50%以上増えています。武力紛争で死亡した市民は1年間で72%増、6億人以上の女性が紛争地帯から50キロ圏以内に住んでいるということです。今年は国連安全保障理事会の女性・平和・安全保障という1325決議採択から25年目でもあります。この世界の現実を前にどうしたらいいのでしょうか。

根本 1325決議は、保護の対象としての女性と平和の担い手としての女性、その両面を捉える枠組みとして大きな意義があると思います。例

えば、国連PKOの最前線の現場では、職員・要員の女性の比率が一気に下がります。しかし、1325決議を進展させていくには、もっと女性を現場に配置して、女性のニーズをより積極的に吸い上げる必要があります。また、和平交渉に女性が参画した場合、その合意が15年以上続く確率が35%も高まるという研究もあります。つまり、女性の平和への参画は権利であると同時に、効果という点でも意義がある。今年の2月に東京で、WPS (Women Peace and Security) のネットワーク会議が開かれましたが、やはり和平交渉での女性の参画は、重要な焦点の1つとなっていました。

林 日本も1325決議の国内行動計画を作っています。これに入っていないものとしてよく指摘されるのが、沖縄の米兵による性暴力と「慰安婦」の問題です。これらは女性差別撤廃委員会などからも勧告を受けていて、特に昨年10月の第6回審査では、初めて沖縄の米兵犯罪の問題が総括所見に盛り込まれました。日米地位協定の改訂のための交渉の場に女性が入っていくことが必要だと思っています。

■人権の普遍性と不可分性

林 北京会議に先立って、1993年にウィーン人権会議があり、94年はカイロ人口開発会議、95年には社会開発サミットがコペハーゲンでありました。そうした流れの中で、女性の人権問題が中心課題となる機運が盛り上がり、花開いたのが95年の北京会議だったと思います。今年は2回目の社会開発サミットが30年ぶりにカタルで開催予定とのことですが、どういったことがテーマですか。
根本 国連は、2021年9月に「私たちの共通の課題」という、今後の国際協力や多国間主義の青図を提言という形で示しました。この中で、2025年に社会開発サミットを開催するとしています。今、社会的な不平等や格差が拡大して、より深刻な問題になっています。それで、もう一度、社会開発の観点から、SDGsを軌道に乗せようということがテーマになると思います。

した。また、開発途上国にとっては経済的な発展が最優先で、人権はその後の問題だとも言われていました。

ですから北京会議のときは、人権というのはアジアであろうとヨーロッパであろうとアフリカであろうと普遍的なもので、かつ自由権や開発の権利、社会権を含む不可分のものだということをはっきりして行動綱領に盛り込んで、それを成果文書として採択するかが、政府間、あるいは政府とNGOの間での大きな論点の一つでした。結果として、これが行動綱領に盛り込まれたことは大きな意義があると思いますし、日本政府が人権の普遍性を守る立場で先進国グループと同一歩調を取ったことも良かったと思います。

日本は、国連の人権問題に関する方針を法体系の中に一部反映しつつ内在的な発展を図るという点では、ある程度成功したモデルではないかと思っています。しかし、不十分な点はいくさんあって、例えば、包括的な差別禁止法がない、国内人権機関もない。人権条約に定めてある個人通報制度もあります。そういった制度改革が必要だと、北京会議から30年にして改めて感じます。

根本 北京から30年ということで、U

N Womenが振り返りのレポートを出しています。これからジェンダー平等を進めるために何ができるかということで、6つ挙げています。1つは、デジタル技術を使ってジェンダー間の情報格差をなくすること。

2つめが、女性が担っている無償のケア労働を評価し報酬が得られるようにして貧困から解放する。3つめが、女性に対する暴力をなくす。4つめが、政治やビジネス、組織の中に意思決定権のある女性を増やす。

5つめが、さきほどWPSの話が出ましたが、平和と安全に関する女性の参画を拡大する。6つめが、気候変動対策です。気候変動は、女性の方がより被害をこうむりやすいのです。私は今年3月に南スーダンに行ってきましたが、洪水で農地が全て水没してしまい、現地の小規模農業を支えているのは女性なので大変困っていました。また、避難してきた人が狭い所に集中すると、性暴力も起こりやすくなります。だから、ジェンダーの視点を気候変動対策の中心に据える必要があるのです。ここで挙げた優先課題はいずれも日本にも当てはまることです。世界の間仲間とともに声を上げていくことが必要だと思っています。

林 その通りですね。今、ヘイトを助長するような運動が世界で連動するように広がっています。国連事務総長の報告書でも、バックスライディングという言葉で、ジェンダー平等を攻撃する勢力に懸念を示しています。これに対しても、やはり国境や文化を越えた「私たち共通の課題」として取り組んでいかなければならないと思います。

最後に、この対談の準備のためにいくつか文献をあたりました。その中で、松井やよりさんたちのアジア女性資料センター編『北京発、日本の女性たちへ！ 世界女性会議をどう生かすか』明石書店、1997年、清水澄子さんと北沢洋子さんが書かれた『女性たちがつくる21世紀―私たちがつくる北京「行動綱領」』発売・ユック舎、1996年、武川恵子さんが所長を務める昭和女子大学女性文化研究所編『北京行動綱領から30年―達成された成果と残された課題―』の3冊には、大変貴重な教示をいただきました。ぜひ、ご一読ください。

大河 お二人、そして会場とオンラインで視聴のみなさま、ありがとうございました。（まとめ・秩父啓子）